



2021年5月18日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ
代表取締役名	代表取締役社長 中川 清彦 (JASDAQ・コード9707)
問い合わせ先	常務取締役管理本部長 寺坂 淳
電 話 番 号	03(5413)8228

## 株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年4月22日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2021年4月22日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び単元株式数の定め廃止を含む定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2021年6月9日までの間、整理銘柄に指定された後、2021年6月10日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

当社株式について、2,706,912株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

8,597,322株

（注）当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、2021年6月13日付で当社の自己株式1,587株（2021年3月31日現在、当社が保有する自己株式の全部）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数

8,597,325株

（注）当社は、2021年4月22日開催の取締役会において、2021年6月13日付で当社の自己

株式 1,587 株（2021 年 3 月 31 日現在、当社が保有する自己株式の全部）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

3 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

12 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社ユニマットライフ（以下「公開買付者」といいます。）及び高橋洋二氏（以下「高橋氏」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数の、公開買付者が 2021 年 2 月 10 日から 2021 年 3 月 25 日まで実施した当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 1,400 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

## 2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は 2021 年 4 月 22 日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 12 株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 3 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社株式の単元株式数に関する規定を廃止するため、定款第 8 条（単元株式数）及び定款第 9 条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、第 11 条（株主名簿管理人）を変更し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

加えて、本株式併合の効力が発生した場合には、1 株以上の当社株式を有する者は公開買付者及び高橋氏のみとなり、本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は公開買付者及び高橋氏のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになり

ます。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（基準日）を変更するものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式変更の効力発生日である2021年6月14日に効力が発生するものといたします。

### 3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	2021年5月18日（火曜日）
② 整理銘柄指定日（予定）	2021年5月18日（火曜日）（予定）
③ 当社株式の最終売買日（予定）	2021年6月9日（水曜日）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日（予定）	2021年6月10日（木曜日）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日（予定）	2021年6月14日（月曜日）（予定）

以 上

#### ■報道機関・IR 関係お問い合わせ先

株式会社ユニマツ リタイアメント・コミュニティ

〒107-0061 東京都港区北青山二丁目7番13号 プラセオ青山ビル

メールアドレス：[ir@unimat-rc.co.jp](mailto:ir@unimat-rc.co.jp)